

廃棄物処理施設専門委員への説明会議事録

- 開催日時 平成24年9月7日午後2時から
- 開催場所 宮城県庁第二会議室
- 出席委員数 6名
- 会議内容

1 開 会

司会：本日は、御多忙のところ御参集いただきましてありがとうございます。

ただ今から、廃棄物処理施設専門委員への説明会を開催いたします。

本日は、日本製紙株式会社のその他の焼却施設の施設計画に関する審議を予定しております。

開会に当たりまして、環境生活部参事兼廃棄物対策課長の笹出からあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

本日は、委員の皆様には、御多忙にもかかわらず御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、廃棄物処理施設の設置や変更に際しては、宮城県の廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱並びに廃棄物処理法により、専門的知識を有する方の意見を聞くことと定められております。

本日は、日本製紙株式会社岩沼工場の廃プラスチック類の焼却施設の施設計画につきまして御意見をいただくものです。

当該施設につきましては、すでに「汚泥の焼却施設及び廃プラスチック類の焼却施設」の許可をうけ、岩沼工場内から排出される廃プラスチック類を含むペーパースラッジと古紙粕の焼却を行っています。

今回、工場内から排出する廃棄物の減量化のため、ばいじん・木くず・紙くずを既設のスラッジ焼却炉で焼却できるようにする目的で、施設計画がなされたものです。

産業廃棄物処理施設の設置に関しては、県民の関心も非常に高くなっております。委員それぞれのお立場から率直な御意見を賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

3 出席者紹介、座長選出

司会：続きまして、本日の出席者の紹介をさせていただきます。

御出席の委員をご紹介します。

大月義徳委員でございます。

菊地立委員でございます。

香野俊一委員でございます。

徳田昌則委員でございます。

中澤廣委員でございます。

福島美智子委員でございます。

資料としてA4版8枚綴りのもの、及び事業者からの資料として日本製紙株式会社の資料概要版が1部、詳細版が1部です。

次に、本説明会の座長ですが、事務局としては、徳田委員に座長をお願いしたいと考えてお

ります。皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、徳田委員に座長をお願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。これからの進行は徳田座長をお願いいたします。

4 議事

座長：ただ今、座長に選出されました徳田でございます。まず、資料や進行方法について、事務局から説明願います。

事務局：資料1についてですが、これは本日の専門委員会開催に関する根拠条文ですので、ご確認ください。

本日の説明会は、日本製紙株式会社岩沼工場の産業廃棄物の焼却施設の施設計画について開催するものです。当該施設は既存の汚泥及び廃プラスチック類の焼却施設であり、今回新たにその他の産業廃棄物の焼却施設について廃棄物の処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第17条の規定により、この焼却施設に関する施設計画等について、御意見をいただくものです。ここで、今回の申請の経緯について簡単に説明をさせていただきます。当該施設については、岩沼工場内から排出されるペーパースラッジと古紙粕の焼却施設としてすでに設置許可を取得し、稼動している施設です。今回の施設計画については、工場内から排出する廃棄物の減量化のため、ばいじん・木くず・紙くずを先ほど述べました既設の焼却炉で焼却する目的で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1項第13号の2「その他の産業廃棄物の焼却施設」の許可を申請するに先立って施設計画協議書が提出されたものです。なお、当該施設計画に関しましては、生活環境影響調査は実施済みであるため、併せて当該生活環境影響調査についてもご意見をいただくものです。資料2は施設計画について関係市町に対する照会により回答があったものの写しです。それでは、まず、関係者から議事に関する詳細な説明があった後、各委員からの質疑、事業者の応答という形で行なっていただくようお願いいたします。

座長：わかりました。では、事業者を入室させてください。

(事業者入室)

では、本日の議題、日本製紙株式会社の焼却施設について、事業者の方から説明願います。

日本製紙：日本製紙岩沼工場と申します。今日は弊社岩沼工場のスラッジ焼却炉に係るばいじん、紙くず、木くずの許可項目追加ということで、いまから環境影響調査をやった結果について御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

私は、岩沼工場で環境管理課長をやっております佐藤と申します。同じく三浦でございます。座って説明させていただきます。それではご報告いたします。

(スライド1)

まず、岩沼工場の概要についてご説明いたします。

(スライド2)

最初に場所ですが、岩沼工場は岩沼市の南側、阿武隈川を挟んで亘理町と接する場所に位置しています。廃棄物焼却施設は岩沼工場の北側の赤く色づけした場所に設置してあります。

(スライド 3)

今回の事業は、工場内から発生する廃棄物の削減及び減量化を目的に、ばいじん・木くず・紙くずを既設のスラッジ焼却炉で焼却することです。スラッジ焼却炉の場所は工場の北側となっております。

(スライド 4)

また、焼却を計画している各廃棄物は熱量もあることからスラッジ焼却炉での蒸気発生によりエネルギーコスト削減に寄与すると考えております。計画の概要を説明しますと、現状の焼却物は製紙スラッジ、古紙粕である汚泥が 550.3 トン。古紙粕中の廃プラスチック類が 139.5 トンです。今回新たに追加する焼却物は、その他の廃棄物としてばいじん 86.7 トン、木くず 139.7 トン、紙くず 5.3 トンです。

(スライド 5)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条十三の二その他の焼却施設の許可を申請するに伴い、新たにばいじん貯蔵・供給施設を設置いたします。

(スライド 6)

写真は、今回許可を受けようとしている施設で、平成 3 年に設置し、平成 14 年に廃棄物処理法の改正に基づいて設置許可を受け稼働している施設です。現在、この焼却炉では汚泥と廃プラを廃棄物処理法の許可を受けて焼却処理しています。

(スライド 7)

焼却は炉の内部温度 750 度から 800 度まで A 重油で昇温してから廃棄物の焼却を開始しています。焼却温度は 800 度以上を保持して焼却し、発生した熱はボイラーで熱交換することで集じん器入り口温度を 200 度以上まで冷却、ダイオキシン類の発生を防止しています。また、ボイラーで発生した蒸気で発電を行っています。

(スライド 8)

廃棄物の性状でございます。現状汚泥と廃プラスチック類ということで二種類の廃棄物を燃やしています。今回その他の廃棄物としましてばいじん、木くず、紙くず、この三種類を計画しています。ばいじんにつきましては灰ですけども発熱量につきましては 1750 キロカロリーと非常に高いということでございます。これに着目して有効利用できるのではないかとする発想から計画したものでございます。

(スライド 9)

公害防止計画です。これまでの概略フローで説明しましたがけれども、大気汚染防止の方法としまして、硫黄酸化物につきましては炭カル添加による炉内脱硫、窒素酸化物につきましては、尿素噴霧による炉内脱硝、一酸化炭素につきましては運転管理による燃焼、ばいじんにつきましては、バグフィルターで捕集、塩化水素につきましては運転管理による燃焼、ダイオキシン類につきましては活性炭吹込みによる吸着です。排出方法、煙突ですけども高さ 30 メートルの煙突により排出しております。

(スライド 10)

排ガスの性状です。現在汚泥と灰プラスチック類を燃焼しておりますけれども、汚泥につきましては一日 550.3 トン、灰プラスチック類につきましては 130 の焼却量となっております。プラスチックにつ

きましては 55000、乾きにつきましては 44000、廃プラスチックにつきましては 46000、乾きにつきましては 37000。あと排出される硫黄酸化物、窒素酸化物につきましては汚泥を燃やしたときのほうが高い値になっておりまして、硫黄酸化物につきましては 39ppm、窒素酸化物につきましては 64。ばいじんにつきましては 0.034g/m³ N となっております。今回追加しますその他の廃棄物につきましての計算量ですけれども、トータルで 37200、濁きは 29600。あと硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、これについても現状よりも低い値。ただ、塩化水素につきましては、若干現状よりも高くなると想定しております。最大着地濃度につきましては 1560 メートル地点と想定しております。

(スライド 11)

施設の最大濃度。先ほど、現状の取り扱っております廃棄物また今後予定しておる廃棄物から一番大きい数値を取りまして施設の最大濃度を記載しております。湿りガス量につきましては 65700。乾きガス量につきましては 44400。あと、硫黄酸化物は 39、窒素酸化物 64、ばいじんにつきましても 0.034g/m³ N。塩化水素につきましては 59mg です。ダイオキシンにつきましては 0.1 で法規制値以下であります。この数値を予想しております。

続きまして汚泥と廃プラスチック類の発生について説明をいたします。汚泥とは、工場で発生する排水を処理したときに処理施設の底部、底の部分に沈殿したもので、紙の原料として使えないもの我々は汚泥と呼んでいます。俗に言うヘドロというものでございます。

(スライド 12)

混焼時の性状としまして、現状の二項目にその他のばいじん、木くず、紙くずこれらのものをほとんど発生した場合のバランスを含めて混焼したときの排ガスの量及び性状を予測しております。排ガスの量につきましては 58600 です。濁きは 40700、硫黄酸化物につきましては 36ppm、窒素酸化物につきましては 56ppm、ばいじんにつきましては 0.033g/m³ N、塩化水素につきましては 35mg、最大着地濃度につきましては 1836 メートルと予想しております。ここまでの、現状の廃棄物から予測した数値でございます。次に、生活環境影響調査について報告いたします。ここからは今回調査していただきました環境管理センターさんから報告させていただきます。

座長：今の設備についてのまずやってもらっていいですか。

菊地委員：概要版のところの最初で説明があったのですけれども新たにばいじん貯蔵・供給施設を設置するとのことでした。これは外気には触れない形の施設ですか。

日本製紙：計画はですね、圧送できるパイプをつくりまして外気と直接触れないような形で貯蔵して供給するものです。

菊地委員：それからもう一つ、出口のところ最後に出てきた灰ですね、それが再利用することですが、工場から外に出て行くものですか、それとも工場内で処理されるのですか。

日本製紙：工場内で処理するものとそれからセメント会社等へ委託するものがあります。

菊地委員：出口の部分も閉鎖されていて、野積みされたりすることはないということですね。

日本製紙：野積みされることはありません。保管用ホッパーがございまして圧送車に積み込んで運搬するという形になっておりますので、外気に触れないような設備になっております。

菊地委員：3 ページの最大着地濃度は計算値ですか。

日本製紙：これは算出した距離になります。

菊地委員：ものによって距離が違うのですが、主に何が要因となってこのようになるのですか。

日本製紙：ガス量の違いによるものです。

菊地委員：わかりました。

徳田委員：バグフィルターのばいじんをそのままタンクに積みかえてまたチャージして燃やすっていう話なのですか。

日本製紙：このばいじんの発生源はですね工場内で発電用のボイラーがあるのですけれどもそこから出るものです。

徳田委員：この場合でも、活性炭を吹き込んでバグフィルターでとっているわけでしょ。

日本製紙：こちらのほうは活性炭は吹き込んではいないと。

徳田委員：さっきのフローで出ていたのですが。

日本製紙：それは今現在のこの施設。燃やす灰を持ってくる方の施設はやってない。

徳田委員：ここでも出てきたばいじんを活性炭を吹き込んでいるのならば、同じように循環してやればいいのではないかと。

日本製紙：正確に言いますと活性炭を吹き込む装置を設置しているということです。

徳田委員：ほとんど使ってないということですか。

日本製紙：ダイオキシンを測定してもほとんど出ていないので。

徳田委員：塩素のソースというのは、紙くずなんですね。

日本製紙：そうですね。

徳田委員：紙くずの量で調整するということですか。

日本製紙：基本的に紙くずはあんまり燃やすということは考えていないのですけれども。今回設置許可申請をするに当たって可能性のあるものということで、入れてあるということです。

徳田委員：この混合燃焼として出しているのが一番決定的な燃やし方だということですか。

日本製紙：そうですね。混合のときも最大で燃やすとこのぐらいになりますということですか。

福島委員：私はこういったような工場のことは詳しくないのですけれども、法律的にはこの項目でおそらくいいと思うのですが、去年の三月以来ですね放射性汚染によっていろいろなものがいたるところで汚染されているという状況ですね。特に、木くずっているのが、どこから来ているのかとか、国内に限らず、古い木くずなんかを燃やすとチェルノブイリの影響が実際は出てくる。以前は放射能を測定していなかったから、あまりそういったような焼却灰については情報はなかったのですが、このところかなり灰には濃縮されるということがわかってきていますね。今回のようなものを燃焼させた場合ですね、最終的に出てくるものに関して放射能のレベルはどんな風になると予想されるのでしょうか。

日本製紙：焼却灰につきましてはセメントとかの委託処理をお願いします。セメントのほうでもセシウムについて 100 ベクレル以下というような対応になっております。工場の方につきましても木くず燃料として購入してるものもあります。そのようなものにつきましては、放射能レベルを測定しております。測定しまして、社内規定を作りまして、何ベクレル以下でなければだめだと。

福島委員：100 ベクレルパーなんですか。

日本製紙：キログラムです。そのような対応で管理しております。ですので今回の計画につきましては、購入した木くずを燃やすというものではございません。場内でパルプ製造用として購入してきましたチップを振るいましてその落ちた小さい木くずのかすが出た場合は燃やしましょうということがございます。いずれにしても、100 ベクレルという規定がございますのでそれ以下で管理しながら燃やすということがございます。

香野委員：よろしいですか。私もよくわかりません。その表1の廃棄物の性状のところですが、パーセント、汚泥のパーセント、あるいは灰分、炭素どういう意味でしょう。全部足して100になるということではないことはすぐわかりますが、どういうパーセントなんですか。何

をもっての値。炭素が 28%というのは灰分の中のということでしょうか。何か意味がよくわからないですね。

日本製紙：これは有姿での汚泥の水分が 54.57%で。

香野委員：1 キログラム取ったとしたらその 54.57%ですね。

日本製紙：その絶乾にしたときの灰分とか炭素分とかがこうなります。

徳田委員：灰分プラス元素分析ですね。

日本製紙：そうです。

香野委員：そうすると、水分と灰分は足すと 85、6%。あとの 15%はなんですか。

徳田委員：試料があったらまずそれを 110 度かなんかでやって、残ったやつを分析したらこうなりましたということだと本当は思うのですけどね。そうすると、炭素以下のやつがでてきて燃えないやつが出るという計算のはずですよね。でも数字がちゃんとなっていない、絶乾のほうで。だからそれはどうなっているのかというのを、汚泥は難しいと思いますが、数字をあとで修正してください。

香野委員：しかも有効数字がずいぶん 31 でそのままになっていたり、三桁やら四桁やらいろいろあるんで、ちょっと不思議になったものですから。

大月委員：今回のあれでは、焼却炉は既設のものを使うということですよ。施設としてばいじん貯蔵供給施設という話がありましたが、ちょっとどういう施設なのか図面とかありますか。

日本製紙：図面はつけてない。

大月委員：施設計画協議書には当然あるのですね。

日本製紙：今日は持ってきていないのですけれども、先ほどもお話しましたとおり予定で 100 m³の受入ホッパーと定量供給用のロータリーバルブがつきます。それと焼却炉の搬送コンベアのところまで搬送するためのスクリーコンベアが 3 本ついて搬送するのですけれども、3 本目のところには加湿する用のスクリーコンベアがついています。そこで投入前に加湿と混練をして投入をするばいじんが飛散しないようにしてからコンベアに乗せるという考え方でこの施設を計画しています。

大月委員：貯蔵施設というのは例えば敷地の中にあって、ただおいておくというものではなくて。

日本製紙：ではございません。タンクです。1 ページの図のピンクに色づけした部分でございまして小さい字でホッパーと書いてございますけど、これが円筒状のタンクでございまして、これが 100 m³ここにばいじんをよそのボイラーの灰を持ってきて、ここに貯蔵すると。この下からロータリーバルブ、スクリーコンベアに抜き出して、今回の廃棄物焼却炉投入ラインまあベルトコンベアなのですけれども、そこへ供給するということです。

中澤委員：大月先生の質問とも関係するのですけれども、先に頂いた資料の環境調査の 1 ページにばいじん供給施設を増設しというのは今話された内容の施設を増設するということですね。

日本製紙：そうです。

中澤委員：それでは、もう一つのほうで、機器仕様のほうでスラッジ供給コンベアとかいてある。

日本製紙：これは既設のものです。

中澤委員：それで、ばいじんはこの供給コンベアは使わないで・・・。

日本製紙：使います。

中澤委員：すると量的には大丈夫なんですか。この供給コンベアの 24 トン、25 トン/h という能力なんですけども。それですべての木くずと新たなばいじんとか木くずとか紙類の供給できる能力があるのでしょうか。

日本製紙：計画のですね 3 ページのところでは排ガスの性状が書いてあると思うんですけども、その

他に、4 ページですね混合焼却時の性状というところで焼却量が書いてあるのですけれども、これでは重量で汚泥が 418 トン、廃プラが 6.6 トン、ばいじん 24 トン、木くず 20 トン、紙くず 1.1 トンで合計量が 470 トンぐらいです。これが混焼したときの最大です。ですから、通常こんなに燃やすことはないと思いますので、この施設で汚泥を燃やしますと 550 トン燃やせる施設になっておりますので、供給コンベア自体はそんなに使わないです。

徳田委員：最後にね、排ガスの性状でこれ計算値ですよ。

日本製紙：はい。

徳田委員：ばいじんを燃やしてばいじんの発生率が結構多く入っているのはこれは何かあるのですか。

日本製紙：ばいじんを燃やしてばいじんの成分が多くないというのは。

徳田委員：要するにばいじんというのはかなりあれでしょ、粒度分布がかなり細かくて、もともと発生しやすいわけですよ。

日本製紙：ただあの、燃やす量が一日ばいじん 65 トン、最大で 65 トンですね。

徳田委員：混焼の方は少ないですね。

日本製紙：ばいじんが燃やすのは 65、半分ですね。汚泥を 250 トン燃やすとですね灰がこの約半分ぐらいになりますので、百何十トンという灰が発生します。

徳田委員：汚泥とほとんど同じなんですよ、割合としてはね。250 燃やして 0.03、こっちはやっぱ多いか。

日本製紙：数字的には少なく見えますけれども。燃える部分があんまりないので。

徳田委員：大体よろしいでしょうか。そしたら、どうもありがとうございます。じゃあ次は、環境影響調査をお願いします。

日本製紙：今回環境アセスメントを担当します株式会社環境管理センターと申します。説明の方ではですね、細かい図面とか数値とか出てきますので、事前にお手元にお配りしております生活環境影響調査の冊子を見ながら説明させていただきます。よろしくお願いたします。それでは説明させていただきます。こちらの生活環境影響調査の報告書の 1 ページをめくっていただきまして、目次がございますけれども、まず一章、事業計画の概要があります。二章以降をみていただければと思います。では二章の生活環境影響要因の整理の 9 ページをご覧ください。まず生活環境影響調査の項目の選定としまして、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針、こちら環境省が出している指針にのっております、生活環境影響要因、それから生活環境調査項目を整理しました。今、スライドにも出ておりました写真に載っておりました煙突排ガスの排出、それから施設の稼働、施設からの悪臭の漏洩という項目について調査検討を実施しております。そして 10 ページにいくと、生活環境項目の中で今あげた項目の以外で選定しなかった項目というのは、廃棄物車両の走行に伴う大気、騒音、振動、こちらにつきましては本事業においては、対象施設の稼働に伴う運搬車両の増加はない。既存の施設を使いまして、新たに増加する車両の運行はないということで、こちらは調査の対象外としております。また、施設排水の排出に伴う水質は、こちらも既存の施設を使いまして、既存の冷却水を使用しておりますから、既存の処理設備で同様に処理するというので、こちらについても新たな調査をすることは行っておりません。続きまして、第三章を説明したいと思います。こちらは対象施設のおかれている地域の状況等をまとめたものです。いくつかご説明しますと、11 ページですね、対象施設周辺の気象ということで風向・風速の調査結果をまとめたものです。こちらは一年間の風向・風速をまとめたものですが、おおよそ西からの風と南東からの風ということがわかります。こちらは岩

沼工場の中で測定されています。続きまして、少し飛ばしていただきまして、17 ページをご覧ください。こちらに関しましては用途地域図ということで用途地域をまとめております。図面の中央にあります岩沼工場は主に工業地域に位置しております、一部準工業地域になっております。それでは、四章の環境影響調査の報告をさせていただきます。21 ページです。本事業の実施後には、施設稼動に伴う煙突排ガスの排出が考えられる。したがって、施設の大気質の現況を把握するとともに、施設の稼動に伴う煙突排ガスが周辺の生活環境に与える影響について予測及び影響の分析を行いました。現況把握の方法と致しましては、大気質の状況、既存資料による調査を行った後、現地調査を行いまして、大気質の状況を把握しました。把握した項目と致しましては二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類の五項目としております。次をめぐっていただきまして、22 ページに現地調査の概要があります。まず、既存資料調査としましては対象施設の近くにあります常時監視測定局の岩沼測定局がございますので、こちらのデータを取りまとめました。また、現地調査としましては、計画地周辺で二箇所で開催して現地調査を実施しまして大気質の状況を把握します。23 ページの図面を併せてご覧ください。これは対象施設を中心としまして No.A こちら岩沼市、No.B こちら亶理町です。No.A の地点といいますのは西側からの風、冬季の風を見ましたときに西側からの風が強いということで東側に調査地点を設けております。No.B のほうは住民説明会等で亶理町でも調査を実施して欲しいというご要望があったことを受けましてあとから追加したものです。調査方法は表 4-1-1 に示しているとおりで法令の測定方法に則っております。調査時期につきましては No.A は平成 23 年の 2 月、No.B につきましては平成 24 年の 1 月に調査を実施しています。では、調査結果の説明をさせていただきます。24 ページにはまず既存資料調査の結果としましては岩沼測定局のデータを整理しました。項目を一つずつ申しますと二酸化硫黄につきましては日平均値の 2%除外値で 0.003。一時間値の最高値で 0.008ppm となっております。いずれも環境基準を満足しております。25 ページ目の方に二酸化窒素の結果を載せております。こちらは、同様に 0.021ppm となっております。環境基準を下回っております。続いて 26 ページに浮遊粒子状物質の結果があります。日平均値の 2%除外値を見ますと、0.049mg/m³。1 時間値の最高値は 0.792mg/m³ となっております。長期的な評価では基準を満足しておりますが、この年は少し高い値になっておりまして、短期的評価では基準を達成しなかったということです。続きまして、ダイオキシン類です。ダイオキシン類に関しましては年平均値の評価になりますが、岩沼測定局では平成 17 年まで測定を行っておりますので、その平成 17 年までの結果を掲載しております。いずれの年も低い値で、5 年間平均値も 0.037pg-TEQ/m³ となっております。こちら環境基準を十分満足しております。続きまして、現地調査結果に移りたいと思います。先ほどご説明しました、No.A、No.B で一週間とった結果になります。まず、二酸化硫黄におきましては、期間平均値が No.A が 0.001、No.B も 0.001。一時間値の最高値は 0.003、0.007。いずれも環境基準に比べて十分低い値になっております。続いて二酸化窒素の結果ですが、こちらは No.A が 0.018、No.B が 0.012 となっております。こちら環境基準に比べて十分に低い値となっております。続いて 28 ページです。浮遊粒子状物質の測定結果ですが、No.A で 0.020mg/m³。No.B で 0.007mg/m³。一時間値の最高値につきましても、No.A が 0.050、No.B が 0.03。いずれも環境基準を満足しております。また、塩化水素につきましても測定を行っております No.A、No.B ともに 0.01 未満検出下限値以下という値でございます。塩化水素は環境基準はございませんが、目標環境濃度がありまして、こちらと比較しても十分低い値でございます。最後

にダイオキシン類です。こちらは、No.Aで0.017 pg-TEQ/m³、No.Bで0.016 pg-TEQ/m³でこちらも環境基準を満足しています。では、次に予測の結果のほうに移りたいと思います。31 ページです。今回煙突排ガスの影響の予測ということで年間平均的な影響を長期平均濃度、それから高濃度出現条件下における短期的な影響を予測する短期平均濃度について予測を行いました。予測の手法につきましては32 ページにフロー図に示しております。まずバックグラウンド濃度現況の環境の濃度に煙突排ガスに夜拡散の濃度を足し合わせまして、長期平均濃度の年平均値の結果を出します。環境基準等は日平均値の基準となっておりますので、年平均値を日平均値へと変換しまして、影響の分析を行うという形です。拡散の予測、拡散計算にはプルーム式、パフ式を用いまして拡散濃度を算出しております。33 ページからは細かいプルーム、パフの式と予測条件等を記載してございますので、こちらは説明を省略させていただきます。36 ページに排ガスの排出緒元を載せております。こちらは先ほど説明しましたとおりの内容ですが、その中でも特に影響が大きくなる条件、濃度が高くなると考えられる条件を添付してきております。長期の予測につきましてはこのような形で行っておりまして、短期平均濃度につきましては、39 ページを御覧いただければと思います。こちらにも同様に廃棄物指針に則ったやり方になっておりますが、短期の平均濃度につきましては煙突の排出諸元に汚染物質排出濃度をのせまして、気象条件等を加味しまして拡散計算を行っているということになります。では、予測の結果の方に移らせていただきます。40 ページです。まず長期平均濃度の予測結果ですが、施設の稼動に伴う付加濃度を見ますと、表の4-1-26を合わせてご覧頂きたいのですが、まずバックグラウンド濃度、現況の濃度に施設の濃度、計算で出された施設の付加濃度を加えまして、最終的に予測濃度を算出しました。二酸化硫黄につきましては0.001087ppm。二酸化窒素につきましては0.011143ppm。浮遊粒子状物質につきましては0.023076mg/m³。ダイオキシン類につきましては0.037223 pg-TEQ/m³となっております。それぞれ付加率を見ますと8~0.3%となっております。その拡散の程度を示したのが41 ページの図面となっております。図の4-1-5を見ますとこちら二酸化硫黄の拡散計算の結果ですが、図面の中央で対象施設の煙突、星印のところから排出されまして、拡散していった結果、北西側と東側にやや滞留しまして、最も高いのが黒丸の地点0.000087ppmというのがわかります。同様に42 ページ、43 ページ、44 ページでそれぞれ二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類の結果となっております。拡散の多少のラインの違いはありますが、おおよそ最大値は同じ地点にあります。続きまして、短期平均濃度の予測結果です。45 ページになりますが、表の4-1-27に示しましたとおり、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素につきまして、風速は1.0、大気安定度がAのときに短期平均濃度を計算した結果、最大着地濃度は二酸化硫黄は0.001738ppm、浮遊粒子状物質は0.001515ppm、塩化水素は0.001618ppmとなっております。それぞれの距離減衰というのを図の4-1-9から次ページの図の4-1-11に示しております。いずれの項目につきましても約600メートル程度のところ短期では最大着地濃度が出るという結果となっております。これらの予測結果の結果と先ほどもご説明させていただきました防止対策バグフィルター等様々な施設の効果等を加味しまして生活環境の影響の分析を行っております。影響の分析の結果は48 ページをご覧ください。こちらで予測結果と生活環境の保全上の目標との比較を行っております。先ほど述べました年平均値の予測結果を法令の基準であります日平均値に換算いたしまして、それぞれ環境基準との比較若しくは目標環境濃度との比較を行っております。個別に見ますと、二酸化硫黄の日平均値が0.003141となっております。生活環境の保全上の目標としました0.04ppm

と比較しますと十分に低い値となっております。二酸化窒素につきましては0.024104となっており、こちらも環境基準と比較しますと十分に低い値です。浮遊粒子状物質につきましては0.057451mg/m³となっておりまして、環境基準の0.10mg/m³よりも十分下回っております。ダイオキシン類につきましては年平均値での比較になりますが、0.037223pg-TEQ/m³となっておりまして、環境基準が0.6で十分に下回っております。続いて、短期平均濃度につきましては、大気基準の短期の指針のある二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素に関してですが、これらもそれぞれ0.001738、0.001515、0.001618となっておりまして、いずれも環境基準目標環境濃度の1時間値の値を下回っております。以上の結果から煙突排ガスによる大気質につきましては生活環境保全上の目標を達成できるものと評価しております。ここまでが、大気質の説明となります。続いて、騒音の項目について説明します。状況につきましては、先ほどご説明しましたとおり、施設の稼動に伴う騒音があるということです。したがって、施設の稼動に伴う騒音について評価することになります。まず、現況把握についてですが、調査地点につきましては50ページ目をご覧ください。施設敷地協会の東側対象となる施設から近い敷地境界で騒音の調査を実施しました。ちなみに、騒音の調査結果については、51ページの表の4-2-1に示したとおりとなっております。敷地境界における騒音レベルをみますと47~53デシベルとなっておりまして、工場敷地に適用されます。騒音規制法および宮城県公害防止条例に基づく規制基準と比較しますと、規制基準はそれぞれ朝、昼、夜の時間区分で決められておりますが、これらでいずれも下回っております。予測の結果をご説明いたします。53ページをご覧ください。まず、予測の手法ですが、今回新たに設置する設備機器の騒音レベルに屋外伝搬計算、距離減衰でどの程度減衰するかというのを計算して、さらに既存の施設稼動時、まあ、今稼動している施設というのがございますので、こちらの騒音の現地調査結果を加算しまして敷地境界の騒音というのを予測しようというものです。予測式は省略しまして、54ページに予測条件を載せました。こちらは新たに設置するばいじん供給設備等ということで、灰ホッパー、ロータリーバルブ等の騒音レベルを記載しました。ばいじん供給設備の位置は55ページの煙突の近くで南側になります。こちらの予測結果が56ページの表の4-2-5にまとめてございます。現地調査結果に設備機器からの騒音レベルを加算しますと敷地境界における騒音レベルは47.5~57.1デシベルとなります。わずかずつ上昇いたしますけれども、いずれも規制基準の騒音レベルと比較して十分低い値となっております。最後に影響の分析としましては、防止対策と致しまして、今も実施しております、設備点検、それから定期点検とか屋外周辺に必要な応じてバンパーをおく等の防音対策を講じまして、こちらの予測結果を上回ることをないようにします。したがって、敷地境界において、騒音規正法及び宮城県公害防止条例に基づく規制基準を下回ることから生活環境保全上の目標を達成できると評価しております。続きまして振動の項目をご説明します。本事業の実施後は、騒音と同様に振動の発生が考えられますので振動につきましても現地調査を実施しております。P58に示しますとおり、騒音と同じ場所で振動の現地調査を実施しておりまして、そちらの結果が表4-3-1に示すとおりとなっております。振動のレベルは昼の時間区分帯で37、夜で35となっておりまして、いずれも規制基準に比較しまして十分に低いレベルとなっております。引き続きまして、振動の予測ということで61ページ以降と成りますが、今回新たに稼動します設備等は特別振動を発生させる設備ではありませんので施設の稼動に伴う振動レベルは現況の現地調査結果と同様の振動が発生すると考えられます。従いまして、振動につきましても現況同様生活環境の保全上の目標を達成すると考えられます。最後に悪臭の説明

をさせていただきます。悪臭につきましては、やはり煙突排ガスの排出に伴う悪臭及び施設からの悪臭の漏洩が考えられるということで影響の予測及び分析を行っております。まず、現況把握としましては悪臭の状況として特定悪臭物質の4物質、硫化水素、メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチルそして臭気指数について調査を行っております。現地調査に関しましては64ページに示しましたとおり、煙突の周辺敷地境界五つの地点で調査を行っております。いずれも風下となるときの調査となっております。こちらの調査結果が表の4-4-1にまとめたとおりとなっております。それぞれ特定悪臭物質の結果を見ますと、メチルメルカプタンで最も高かったときは0.0012ppm、硫化水素については0.0173ppm、硫化水素は0.00051ppm、二硫化メチルについては0.0005未満ということでいずれも物質につきましても規制基準を十分に下回っているという結果になっております。また、臭気指数につきましては、いずれの敷地境界におきましても10未満、測定下限以下ということで規制基準の15以下に対して十分下回っております。また、焼却炉の排出口における調査結果はこちらは炉の出口で25、臭気指数が25ということでこちらは規制基準に比べて十分下回っているということです。続いて、悪臭の予測に移ります。67ページとなっております。まず煙突排ガスの排出に伴う悪臭につきましては、本事業につきましてはばいじん供給設備等を増設して、新たに処理品目としてばいじん、木くず、紙くずの焼却を行うものでありまして、既存の施設を用います。既存の施設におきましては800度以上に炉内の温度を保つとか様々な悪臭防止の対策を講じておりまして、現在の排出口における臭気指数の現状と今後も同様な臭気指数に抑えられると考えております。したがって、煙突排ガスの排出に伴う悪臭につきましては、敷地境界において現況の臭気指数である10未満を満足すると考えております。また、施設からの悪臭の漏洩としまして、同様に繰り返しになりますが、ばいじん供給設備等でこちら処理品目処理に伴って著しい悪臭を発生させるものではなく、また現状と同様な適切な保管・管理を行うことで悪臭の漏洩についても抑制できると考えております。したがって、施設からの悪臭の漏洩につきましても、現状と現況と同様の臭気指数10未満となると予測しております。現況の分析としましても、同様に、施設からの漏洩と煙突排ガスの悪臭につきましても現況と同程度と予測されますので、敷地境界の規制基準である臭気指数15以下を下回るということがいえます。したがって悪臭につきましても生活環境保全上の目標の達成できるものと評価しております。以上4章のご説明になります。5章につきましては4章のアブストラク的な要約的な位置づけになりますので説明は省略させていただきます。以上です。

徳田委員：どうもありがとうございました。

大月委員：ちょっとお伺いしますけれども、大気の現地調査ですね、風配図見ると西風、南東風が高いですね、北西側に現地調査ポイントを構えたのはどうしてでしょうか。

日本製紙：まず、現地調査をするときにですね、23ページをみながらお話しますけれども、岩沼測定局という近い測定局がございまして、まず岩沼測定局の過去の推移を見ますと、コンターがないということもございましたので、現地調査については一般的にNO_xとか含めて高濃度が出る冬場を狙いました。ちょうど冬場の風だけを取り出して、拡散計算をして高濃度を求めます。そうすると23ページにございますとおり、だいたいNo.Aのあたりに冬場の気象条件を設定した場合に高濃度がでますので、そういった形で、冬場の気象の高濃度が出るということでNo.Aに一地点調査場所を設定したという背景でございます。

大月委員：A、Bにそれぞれ理由があるのはわかったのですが、北西側というのは岩沼測定局からやや北、北北東ぐらいですけども、ということがどうしてなのかと。

日本製紙：結局、今大気の拡散計算の話をしていただいたとおりですね、大気は年平均評価になりますので、この地域のバックグラウンドは岩沼測定局のバックグラウンドを使っています。岩沼のバックグラウンドを使う際には周辺の A、B の濃度を見まして、ほぼ岩沼測定局と変わらないので、大気のバックグラウンドというのは長期的なデータを必要としますので、最後は岩沼測定局をこの地域の代表的なバックグラウンドと捉えていますので、そういった意味で、現地調査は岩沼測定局との関係を見れるようにですね、どこか最大濃度がでるところでやればいいのかという考えがありまして、冬場の条件で選んだ地点で代表していると。

大月委員：それでね、例えば長期予測の 4-1-5 から 4-1-8 の図がありますね。それは、今の話ではないですけども、北西に高濃度の領域が延びているというのは、南東風の影響なのでしょうか。どの図を見ても一緒ですよ。それは、岩沼測定局からちょっと外れたところに高い値のところが出ているのですが。

日本製紙：11 ページのところの風配図をご覧頂きたいのですが、11 ページの下のところの風配図がございまして、ごらんのとおり SE 関係の風が来ていると、特に南からの風のときというのは大気安定度が悪いというのと、比較的弱い風になりますので、そういった意味で、積算値になりますから、濃い濃度が比較的近い値に出てると。逆に西系の風ですと比較的風が強いものですから、拡散が遠くまでたなびいてしまって、結局相対的濃度は下がると、というのが先ほど頂いたコンター図と風配図の解析なのかと思います。

大月委員：それでね、現地ですね、北西から西側にかけて高館丘陵ありますよね、丘陵地帯なんです。標高 200 メートルくらいあるんです。これをみますとね、その丘陵地帯に入ってもですね、コンターの雰囲気がぜんぜん変わらない。ということはこれはまったく地形の影響を考慮していないのでしょうか。

日本製紙：おっしゃっていただいているとおり、例えば、これ今平面ブルーム・パフという平面でいま予測しています。例えば、谷間の地形であったりすごく高低差があるときは、高低差が考慮したブルーム・パフでも ERT モデルとかその辺のモデルはあるのですが、ちょうど 41 ページ等でコンターをごらん頂いたときに、影響濃度自体がご指摘いただいた山の地形の前の方に出ていますので、そこまでの範囲というのはフラット地形と捉えられますので、確かにご指摘があったようにこちらの方というのは地形が込んでいますのでこの平面コンターにはならないと思います。ただ重要な地点が平面になって、そこまでは。

大月委員：そこまでは平面だってわかるんですね。そこに障壁のようにあるわけですね。ですから、そこでもって、二酸化硫黄であるとか滞留するとかそういう地形の効果、要するに、この図とは違う形状になっていく。それでもって、基準を満たしているということであれば、いいのかと思いますけれども、そのことを考えないコンターの形状というのが、どのくらい意味があるのかなと。

徳田委員：関連の質問にしたいのですが、お宅は今回が初めてですか。

日本製紙：いえ、前回のセッションの時も、やらせていただいております。

徳田委員：そうすると、前回もこういう計算の例があるわけでしょ。それは、ここらがピークだっていう数値があるわけですか。

日本製紙：あります。

徳田委員：そうすると、なぜピークだと思われるところで、実測をやってみるという話にならなかったのか。

日本製紙：今おっしゃっていただいたように、41 ページのピークが丸印なんですけれども、ここって

いうのは岩沼測定局に近いのですよ。

徳田委員：これは、縮尺が違うのですか。

日本製紙：五万図ですね。近いといいますと、方向としては街中にある。まあ、23 ページと照らし合わせていただけると。

大月委員：0.000010 の外側ですよ。

日本製紙：岩沼測定局がですね。

大月委員：だから、近いっておっしゃいますけれども、それほど近くはないのではないかという。

徳田委員：今までのデータを活用していただいて、大体計算すると最低この辺だということになって、そこに実測地をやって実際にやってるって一番説得力があるよね。

日本製紙：そこで、最初に調査設計をするときに、冬場に一番高い濃度が一般的に出ますので、冬場の高濃度が出現するときの一回の調査をやりましょうと立案してみたのです。それと、岩沼測定局を比べてみて、岩沼測定局自体が大体この濃度を示していればですね、この地域のバックグラウンドとしてはいいだろうというような考え方で、当時 No.A というポイントを作っておりますので、今ご指摘いただいているところのポイントというところは、一年間を取った値なので 41 ページの黒丸のところが出すね、例えば、何月ぐらいが一番出るという濃度ではないのです。一年間を調べるとここが一番高濃度になるっていうことがありますので、そういう意味ではとる季節によってこの黒い丸の位置が変わってきますので、冬場という高濃度が出現する時っていうのを、今回は重視したというか重んじた現地調査の設計になっているということです。

菊地委員：今に関連してよろしいですか。現地調査、実際には 2 月の一週間ですよ。これ一週間のうち一回だけになったのは予算上の都合でしょうか。予測図で北西側に最高濃度が出たのはたぶん南東の風の影響であろうと誰でも想像がつくと思います。その南東の風が吹くのは、2 月ではないですよ。

日本製紙：夏場ですよ。

菊地委員：それが前もってわかっているわけですから、2 月に現地調査をするって事は最高濃度が出るときにはやっていないということ。ですから、冬に一回、夏に一回、あるいは季節ごとに一回とかね、そういう現地調査の設計をするならば、季節ごとの卓越風を見て、現地調査のする場所を決めなければいけないはずなのですよ。それをやっていないということになるのではないかと。

日本製紙：その頻度の問題になってしまうのかと。

菊地委員：でも年間でこれだけ高い濃度が出るわけですから、一度や二度ではないのだろうと。

日本製紙：おっしゃるとおりです。

徳田委員：これは前の説明を担当しておられるとすれば、前にもこの指摘はあったのですよね。確か。そういった意味では、今までのここで指摘されたことを踏まえてやっていただくのが、おそらく問題ないのだろうと思うんだけど。

日本製紙：この影響調査をやる時にですね、平成 13 年に許可を頂いたときに、二季、夏と冬をやりまして、その結果をお示ししたのですけれども、今回この調査をやるに当たって宮城県さんの方にですね、もう一回再調査をする必要がありますかと、話をしました。その結果、専門委員の先生の方に宮城県さんからお伺いを立てて、岩沼の測定局ですね、保健所さんで計っている測定局の風配がどうもおかしいのではないかとということで、岩沼工場の風配で風配を調べて欲しいと。その結果、冬場に西北西ですかとかの風が吹いているので、岩沼の東側あるいは北東側での調査を追加したらいかがですかというご指摘を頂きました。

それで、工場としては、そういう先生方のお話があったので、岩沼の測定局の風配ではなく工場の風配を見て、北東側のところで、先ほどお話されました地点での調査を計画したと。で、住民説明会等の中で何で岩沼市だけでしかやらないんだというお話があって、前回の影響調査と重ね合わせるとここを調査すればこの地点の代表的なところなのでここ一箇所にしましたというお話をしましたところ、ぜひ互理もやってもらいたい、と。ということで、説明会が終わったのですけれども、工場に持ち帰って、互理の住民が納得しないのではうまくないよねということで、互理側のところも追加して調査をしたということです。

菊地委員：その意見言ったの多分私だ。ずいぶん昔のことなのでかなり。

日本製紙：意見いただいたあとに震災がありまして滞ってしまったので申し訳ないですが。

菊地委員：最初の時のやつだと思う。そのときの予測では最大着地濃度が出るのが互理側だったのですよね、あの時の資料では。だから互理側でも調査する必要があるのではないですかとそれを根拠に申し上げたのです。それと、岩沼の風配図を前回一昨年ですか、あの時出されたときにどうもこれおかしいのではないかと。北東が最多風向になるのはどうも変だということで、チェックしてもらって、今回初めて工場の風速データが使われたので、前回とは違うのですね、風配図のデータが。ということは41ページ以降の濃度予測にも、今回の新しい風向・風速データで出てきた図であると。前回出た岩沼の風配図を基にした予測図では北西部の最高濃度は出てなかった。という事情ですよね。だから、そこで現地調査をつけなかったのは止むを得ないといえば止むを得ないということです。前回までの資料ではこの北西側の最高濃度がなかったのではないかと。だから風のデータというのは怖いですよ。

日本製紙：前回平成13年のときの調査書なのですけれども、同じようにできますので。

菊地委員：このデータは岩沼測定局ですか。

日本製紙：風配図は。

菊地委員：今回とずいぶん風配図の形が違うのですよね。

徳田委員：そういう意味では進歩してきたという感じではありますね。

大月委員：大平原の中で煙突が一本あって、そこで与えられた風向・風速の中でどういう風に高濃度域が分布するかという問題ではないわけですよ。実際の地形がありますから、それで基準を満たしているという話をさせていただくほうが説得力がありますね。

菊地委員：計算の能力外のところまで図が書いてあるということで、おっしゃるとおりですね。

日本製紙：図面の余波で。

大月委員：先ほどの図は非常に大縮尺でエリアが狭いのです。ですから丘陵地のほうが出てこないのだけれども、五万分の一を使っているものですからね。

日本製紙：はっきり言って、こっちのほうは参考です。

大月委員：だけど、この図を出している以上ね、どこからどこまでが参考なのかわからないわけだから、それはもうちょっと提示の仕方を考えなければ。あるいは、本当に地形の効果がないのか。地形によって粒子が滞留するような事が。本当は若干あるはずなのです。それが、滞留しても影響がないよという結果になれば一番。

日本製紙：やはり限られた予測式を使ったり、おっしゃってるような局所的に滞留するというようなことはなかなか、風洞実験のようなことなら別ですけども。

大月委員：局所的ではないです。この図の中ではかなり大雑把です。この中の小さな谷に滞留するというようなことを言っているのではないのです。

日本製紙：わかりました。今おっしゃっていただいたように、壁みたいになって少し真ん中に高い濃度が出るのではないかということですよね。今の一般的にやられている技術としては、左上の山の地形を入れて縦方向を考慮するとですねこの平面よりは高濃度が出たりしますので、このスケール範囲でお示しする場合は少し左上のほうは地形の影響、高さ方向を少し加味する若しくはおっしゃって頂いたように平地の部分が今一番議論になっておりますので、図面のスケールを考えるとかですね、ここはご助言いただきましたのでどちらかの方向で考えたいと思います。

徳田委員：こういう調査っていうのは、とにかく、すごい数のデータが出ているわけですよね。そういう点では本当に言えば今のような指摘にあるような、三次元の影響を考えて実測だとか別のモデルを入れるとかっていうようなことをしていただけたらかなり進歩した形になる。ぜひそういう方向で努力していただければありがたいですね。

香野委員：51 ページになるのですが、騒音レベル現地調査も予測も L_{A5} をとってらっしゃるのですよね。

日本製紙：はい。

香野委員：これはどうしてかな。というのは L_{A5} をとるっていうのは変動が大きいときに L_{A5} を取るというのがあるのだけれども、それを採用したということは、この音は、私は聞いていませんけれども、相当変動するということですか。

日本製紙：工場騒音といいますか、まずは規制基準と比較するということがありましたので、 L_{A5} を使うというのがありますし、おっしゃって頂いたように、指示値として、例えばファンが定期的に回ってましてですね、その場合というのは L_{A5} ではなくて指示値を採用するかと思いますが、実際この現場に立っていただくとわかるのですが、レベルが 40~50 くらいとなりますとなかなか回りの音が入ったりとか、そういった意味では変動が大きくなっていきますので、それをとりあえずアッパーの 5% で工場騒音として解釈しています。

香野委員：どちらかという安全サイドをとっていて、そこを指摘しているわけではないのだけれども、どういう音なのかなということが、10 デシベルぐらいは変動しているということなんですね。

日本製紙：工場の音としては、ほとんど変動はなくてですね、そのほかの音のほうが。

香野委員：工場というのは、今度新規につけるわけですよね、ホッパーとか。それは一定の 24 時間回しているわけですか。

日本製紙：はい。

香野委員：その回す前が 51 ページの 49 というわけなのですね。

日本製紙：そうです。

香野委員：そうしますと 50 ページに四角の調査地点という四角がありますが、その脇建物のようなものがありますが、それは住居ですか。

日本製紙：そうですね、住宅街がございます。

香野委員：そうすると、ここが工業と準工業だということで規制基準ということになりますけれども、49 というのは夜ずっと出ているということ、これは工場の音なのかしらと思って、かなりこれは大きな音が出てるということですが、工場の音ですか。

日本製紙：はい。

香野委員：それはどこからの音ですか。この工場というか、離れたところからの音ですか。

日本製紙：そうですね。

香野委員：そうするとかなり大きい。これは今そこを問題にするのではなくて、これに新しい物をつ

けたときにどれだけプラスになるかという予測検査ですから、これは、基準値を満たしているということであれば、それはそれでいいと思うのですが。

日本製紙：ただ、ここは岩沼バイパスが走っていきまして、結構車の音が切れないのですね。

香野委員：自動車の音ですか。

日本製紙：それもありますね。

香野委員：その辺をはっきり書いていただければ、すごく安心して見ていられるのですけれどね。あと、もう一つ、54 ページのパワーレベル、これは、前のページにもあるように、点音源の距離減衰を使っているのですよね。点音源というのは、要するに小さいものの時に使うのですけれども、灰ホッパー、ロータリーバルブというのは大きいものではないのですか。

日本製紙：小さいものです。設備的には、大きいですが、そのものは 3.7kw のモーター、電動機を示しております。この電動機につきましては、非常に小さい。

香野委員：これが、音源だということですね。いや、先ほどの図面で言うと、ピンクのがホッパーと書いていたからあの大きさかなと。

日本製紙：ホッパーのところに、小さいモーターがあると。

香野委員：その音だけなのですか。回したりはしていないと。

日本製紙：回しますけれども。速度がものすごくゆっくりなので、ほとんど音は発生しません。ガーンと回すのではないので。

香野委員：それで、騒音レベルデシベル 75 とかいてあるのは、これはメーカー側の値をお使いになっているということですか。

日本製紙：これはですね、メーカー側に出してくれという話をしたのですけれども、出てきませんでした、小さいのでということで。それで、工場の中ですね、実際に回っている設備、ですから、モーター以外の周辺の音も拾っています。ですからメーカーから出てきた値よりも高い数値になると思うのですけれども、それを 75 という形で使用しています。ですから、多分、メーカーから出てきたのに、プラス何デシベルか高い音を予測しております。

香野委員：そのものの大きさによって、1メートルで計ったということですね。

日本製紙：そうですね。

香野委員：実測距離とかかいてあると、それだけ聞いたことがないから。

日本製紙：ちょっとメーカーのほうにはお話ししなければいけないのですけれども、小さいモーターなので。

香野委員：そういうことでしたら。安心できるかなと思いました。出しても 38 だからということで納得いたしました。それから、あと、振動のほうは L10 を、まあ、これは新しくとって出ないから L10 とろうが、なにとろうが関係ない話ですけれども。L10 と L5 をとってよかったということですね。

徳田委員：では、大体いいですか。じゃあ、質問はこういう内容です。

座長：よろしいでしょうか。

本日はご苦労様でした。事業者は退出いただいて結構です。

日本製紙：ありがとうございました。(退席)

座長：事務局からお話、お願いします。

事務局：今後、本説明会の意見をもとにいたしまして、生活環境影響調査の内容を更に精査等を行い、後日、設置許可申請書が提出される予定でございます。その際には、生活環境への影響について、もう一度ご意見をお伺いすることになりますのでよろしくお願ひしたいと思います。今回の意見につきましては、大変短期間ではございますが9月21日までに、本日御案内させていただいております所定の様式により、メール等で御回答をお願いします。

回答用様式は、別途メールでも送付したいと思いますので、回答にあたりご利用願いたいと思います。事務局の方からは以上でございます。

座長：生活環境影響調査は既に出ていますね。さらにもう一回やるということ。

事務局：さらにそれを今頂いたご意見を加えて、精査させていただいて。

座長：会をやるかどうかは別ということですね。

事務局：そういうことでございます。

座長：これでよろしいですか。

司会：どうもお忙しいところ誠にありがとうございました。ただいま事務局のほうからお願い申し上げましたとおり、今回のご意見をお伺いさせていただきます9月21日までに所定の様式によりご回答のほうよろしくお願いいたします。それから、今後の手続きでございしますが、今回最初に事務局がご説明しましたとおり、今回の委員会は要綱に基づきましてご意見をお伺いするというものでございますが、これから日本製紙の方から法律に基づく申請がなされるわけでございまして、その際には、今度は法の規定によりまして、また専門的見地からのご意見を頂戴しなければならないと法定されているところでございます。通常は要綱に基づく会議、先生方からのご意見踏まえまして、事業者の方で改めて調査を行い、施案ができるという形になっているのでございますが、この件につきましては、先ほど事務局が申し上げましたとおり調査の方まで終わっているという状況がございます。ですから、9月21日までに頂きますご意見を踏まえまして、その後の先生方からのご意見の伺い方につきましては別途調整をさせていただければと思います。端的に申し上げますと、こういった会議を開かないで、今度は持ち回りという形で、法律に基づくご意見をお伺いさせていただくことがあるかもしれませんので、そここのところは、私どもの方から相談させていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

5 閉会

司会：それでは、本日の審査会終了させていただきます。どうも大変今日はありがとうございました。